

Ⅱ 調査の概要

学校基本調査（基幹統計）は、統計法に基づき文部科学省が地方公共団体を通じ昭和 23 年度から毎年実施している。

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象（都道府県及び区市町村）

学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び第 124 条に定める専修学校並びに第 134 条に定める各種学校

3 調査期日

平成 26 年 5 月 1 日現在

4 調査票の種類、調査事項及び報告義務者（都道府県及び区市町村）

調査票の種類	主 要 調 査 事 項	報 告 義 務 者
学校調査票	学校数、学級数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業生数等	学校の長
学校通信教育調査票	学校数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業生数等	通信課程を置く 高等学校及び中 等教育学校の長
不就学学齢児童生徒調査票	就学免除者、就学猶予者及び居所不明者数、死亡者数等	区 市 町 村 教 育 委 員 会
学校施設調査票	学校の土地、建物の面積等	私立学校設置者 及び学校の長
卒業後の状況調査票	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業生の進学及び就職状況等	学校の長

5 調査方法

全数調査で自計調査の方法により実施した。学校からの回答は、「政府統計共同利用システム」によるオンライン回答提出、または紙調査票の提出により行なった。

6 調査票の配布、収集の系統

調査票の配布、収集については、私立学校及び公立の専修学校は東京都及び区市町村が担当し、都立学校（専修学校を除く）は東京都教育委員会、区市町村立の学校（専修学校を除く）は区市町村教育委員会が担当した。なお、国立の学校等については、文部科学省が実施している。

7 調査系統(都道府県及び区市町村)

